

## ○筑紫野市子ども条例

平成22年3月30日条例第19号

改正 平成27年3月30日条例第9号

### 目次

第1章 総則(第1条－第4条)

第2章 人間として大切な子どもの権利(第5条－第9条)

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進(第10条－第16条)

第4章 子どもの権利侵害に関する相談、救済及び回復支援(第17条－第22条)

第5章 子どもの権利の保障状況の検証(第23条)

第6章 雜則(第24条)

附則

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない存在です。

子どもには、人間として健やかに生きていくための当然の権利があります。

また、子どもたちは、筑紫野市を引き継ぎ、未来へとつないでいく役割を担う存在でもあります。

自立し、互いを尊重しあい、責任ある社会の一員となることができるよう、子どもが成長・発達をしていくためには、子どもの最善の利益が保障されることによって、未来を切り開いていく生きる力を高めることが保障されなければなりません。

子どもは、子どもが持つ権利を学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分に関わることに参加することができるよう支援されることで、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように他の人も大切にしなければならないことを学びます。そのことは、子どもが自分の育った市や地域に親しみを持つことになり、持続するまちづくりにもつながります。

大人は、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために子どもが直面することについて一緒に考え、適切な指導や助言を行う等子どもの個々の状況に応じた支援をしていかなければなりません。

虐待、いじめ、不登校等子どもを取り巻く多くの問題は、個人や家族の努力のみで解決することは非常に難しくなっています。子どもを支援する大人への支援も必要です。家庭や施設での子育てを支援する仕組み、子どもの権利が侵害されたときの相談及び救済の仕組み、状況の変化に対応することができるよう具体的な施策と実践を検証し、修正する仕組みも必要です。

筑紫野市は人権と平和を尊重するまちであり、児童の権利に関する条約に示された子どもの権利も尊重されるまちでなければなりません。

私たちは、子どもの権利を尊重することが、未来を担う子どもの生きる力を育み、子どもと大人が共につくる豊かで平和な地域社会の形成につながるという考え方を基に、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)の理念に基づき、子どもが自らの意志で成長・発達をすること(以下「子育ち」という。)の大切さを明確にするとともに、子どもの権利を保障するために子育ち及び子育てを支援する仕組みと取組を明らかにすることにより、子どもが自分も他人も大切にし、いきいきと過ごすことができるまちの実現を目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、通勤する者、通学する者その他市内で活動する個人をいう。
- (2) 子ども 18歳未満の市民をいう。
- (3) 親 子どもの父母又は法定の保護者をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他子どもが使用する施設をいう。
- (5) 事業者 市内において営利又は非営利を問わず事業を行うものをいう。
- (6) 権利 児童の権利に関する条約において認められる権利をいう。

### (基本理念)

第3条 子どもの権利を尊重し、並びに子育ち及び子育てを支えるまちづくりは、次に掲げる基本理念にのっとり進められなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益が第一に考えられること。
- (2) 子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されること。
- (3) 子どもの自尊感情が育まれるよう配慮されること。
- (4) 子どもの成長・発達に応じた支援がなされること。
- (5) 子どもと大人との信頼関係を基に地域社会全体で推進されること。

### (親等の責務及び役割)

第4条 親は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任を有する者として子どもの権利を尊重し、並びに子どもの個々の状況に応じた支援及び指導に努めなければならない。

- 2 市は、子どもの権利の保障及び子育て支援のための計画を策定し、及び推進するとともに、国及び他の地方公共団体、育ち学ぶ施設等と連携することにより、子どもの権利が保障されるように努めるものとする。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者若しくは管理者又は職員(以下「育ち学ぶ施設の関係者」という。)においては、子どもの権利を尊重し、家庭及び地域と協力するとともに、子どもが自ら進んで学ぶことにより、成長・発達をしていくことができるよう支援及び指導に努めるものとする。
- 4 市民及び市内で活動を行う団体又は事業者は、子どもの権利を尊重し、地域活動等を通して子育ち及び子育ての支援に努めるものとする。

## 第2章 人間として大切な子どもの権利 (子どもの大切な権利)

第5条 この章に規定する権利は、子どもにとってとりわけ大切なものとして特に保障されなければならない。

2 権利は、すべての子どもが有するものであり、権利の行使に当たっては、子どもの状況に応じて、必要な支援がなされなければならない。

### (生きる権利)

第6条 子どもは、生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 生命が守られること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 健康に配慮され、休息及び適切な医療が保障され、及び成長にふさわしい生活ができるること。
- (4) 平和及び安全な環境の中で生活ができること。

### (育つ権利)

第7条 子どもは、育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 自分にとってふさわしいやり方で学ぶこと。
- (2) 自分に役立つ情報を知ること。
- (3) さまざまな文化、芸術及びスポーツに触れ楽しむこと。
- (4) 年齢及び活動意欲に応じて安心して遊ぶこと。
- (5) プライバシーが尊重されること。
- (6) 自分の考えを持つこと。
- (7) 個性及び他者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (8) 適切な指導及び助言を受けること。

### (参加する権利)

第8条 子どもは、参加する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 自己表現又は自分に関するこの意見が尊重されること。
- (2) 子どもに関わる施設の運営に子どもの意見が生かされる機会があること。
- (3) 子どもであることにより、不当な扱いを受けないこと。
- (4) 仲間を作り、仲間と集うこと。
- (5) 社会に参加し、又は参画する機会があること。

### (守られる権利)

第9条 子どもは、守られる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げるこ

とが守られなければならない。

- (1) 身体的、精神的又は性的暴力を受け、又は放置されないこと。
- (2) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (3) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (4) あらゆる搾取から守られること。

### 第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

#### (子ども施策の行動計画と推進)

第10条 市は、子どもの権利の保障及び子育て支援等の子どもに関する施策(以下「子ども施策」という。)の推進に当たって、必要な対策を講じるよう努めるものとする。

- 2 市は、子どもの権利の保障に関わる市民の活動を支援し、及び連携を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、子ども施策の推進に当たって総合的かつ計画的に図られるための行動計画を策定しなければならない。
- 4 市は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民及び第23条に規定する筑紫野市子ども・子育て会議の意見を聴くよう努めるものとする。
- 5 市は、行動計画を推進するため、必要な体制の整備を図らなければならない。

#### (子どもの権利に関する広報、学習及び研修)

第11条 市は、子どもの権利について市民の理解を深めるため、適切な手段によりその広報に努めるものとする。

- 2 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう必要な教育環境の整備に努めるものとする。
- 3 市は、人権施策及び人権教育の中に子どもの権利の内容を位置づけるものとする。
- 4 市は、育ち学ぶ施設の関係者、医師又は保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するよう努めるものとする。
- 5 市は、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援するよう努めるものとする。

#### (子どもの参加)

第12条 市は、子どもがまちづくり等に意見を表明し、又は参加する機会を提供するよう努めるものとする。

- 2 市は、子どもが地域における活動に参加する機会を促進するよう、その方策の普及に努めるものとする。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者又は管理者は、子ども、親、職員その他の関係者が参加し、意見を述べあう機会を提供するよう努めるものとする。
- 4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの自治的な活動を奨励し、及び支援するよう努めるもの

とする。

(居場所づくり及び地域の支援)

第13条 市及び市民は、子どもが安全で安心することができる環境の中で、子ども自身が受け入れられ、主体性が育まれる居場所づくりに努めるものとする。

- 2 市は、居場所についての考え方の普及及び居場所の充実に努めるものとする。
- 3 市は、居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。
- 4 市及び市民は、子ども同士の交流及び居場所づくりに当たって、障害がある場合等の特別な事情がある子どもに対して必要な情報が得られるよう配慮に努めるものとする。

(子育て支援)

第14条 育ち学ぶ施設の関係者及び保健、医療、児童福祉等の関係者は、子どもの親に対し、子どもの養育に必要な説明を行うことができる。この場合において、関係者は、子どもの最善の利益を損なわないよう努めなければならない。

- 2 市は、子どもの養育に関し、その家庭の状況に応じて必要と認められる支援を行うよう努めるものとする。
- 3 市は、乳幼児を育てる親同士の交流の機会を十分に保障し、及び子育てに関する情報の提供に努めるものとする。
- 4 市は、子育て支援を行う団体又は自主的な親同士の交流を行う団体等の活動について支援を行うよう努めるものとする。
- 5 事業者は、市民が安心してその子どもを養育することができるよう配慮に努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の職員への支援)

第15条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、その子どもの権利の保障が図られるよう環境の整備に努めるとともに、当該施設の職員に対して子どもの権利についての研修の機会を与えるよう努めなければならない。

- 2 前項の環境の整備に当たっては、親その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、当該施設の職員と子ども又は親との間に問題が起きたときは、お互いの信頼が回復されるように努めるものとする。

(虐待からの救済)

第16条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及び当該子どもの心身の回復に努めるものとする。

- 2 市は、子どもの虐待の早期発見並びに虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及び当該子どもの心身の回復のために関係機関、関係団体等との連携に努めるものとする。

#### (子どもの権利救済委員の設置)

第17条 市長は、子どもの権利の侵害に対して迅速かつ適切な救済を図るとともに、当該子どもの心身の回復を支援するために、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関として筑紫野市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」という。)を設置する。

2 子ども、親、育ち学ぶ施設の関係者及び市民は、救済委員に対して、子どもの権利の侵害について相談し、又は救済を求めることができる。

3 救済委員の定数は、3人以内とする。

4 救済委員は、子どもの権利に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 救済委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

#### (救済委員の職務)

第18条 救済委員は、子どもの権利侵害について相談に応じ、当該子どもの救済及び回復のために助言を行うものとする。

2 救済委員は、救済を求められたとき、又は自らの発意により、必要に応じて調査、助言、調整又は勧告をすることができる。

3 救済委員は、救済の処理の概要を適切な方法によって救済を求めた者に通知するものとする。

4 救済委員は、勧告によってなされた対応の報告を求めることができる。

5 救済委員は、必要に応じ、勧告内容の公表をすることができる。

6 前項の勧告の公表に当たっては、救済委員全員が賛同しなければ行うことができない。

#### (救済委員の責務)

第19条 救済委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

2 救済委員は、その職務の執行に当たっては、市、県及び国の関係機関若しくは民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

3 救済委員は、救済の処理の状況を、直ちに、市長に報告しなければならない。

4 救済委員は、その職務上の地位を政治的、営利的又は宗教的な目的に利用してはならない。

5 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

#### (救済委員の解嘱)

第20条 市長は、救済委員の心身の故障によりその活動ができないと判断したとき、又は救済委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くものとする。

#### (救済委員に関する広報)

第21条 市長は、子ども、市民及び育ち学ぶ施設の関係者にこの条例の主旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもが救済委員への相談及び救済の求めを容易に行うことができるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

#### (救済委員への協力)

第22条 市民及び育ち学ぶ施設の関係者は、救済委員の職務の遂行について協力するよう努めるものとする。

2 第18条第2項の規定による勧告を受けたものは、これを尊重し、必要な対応をするよう努めなければならない。

## 第5章 子どもの権利の保障状況の検証

### (子どもの権利の保障状況の検証)

第23条 市長は、この条例による施策、行動計画の実施の結果及び子どもの権利の保障の状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の規定による検証は、筑紫野市子ども・子育て会議条例(平成25年筑紫野市条例第27号)に規定する筑紫野市子ども・子育て会議に対して諮詢し、答申を受けることにより行うものとする。

## 第6章 雜則

### (委任)

第24条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行前に次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定により策定した筑紫野市次世代育成支援行動計画(後期計画)は、第10条第3項の規定により策定した行動計画とみなす。

### 附 則(平成27年3月30日条例第9号)

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(筑紫野市次世代育成支援対策地域協議会設置条例の廃止)

2 筑紫野市次世代育成支援対策地域協議会設置条例(平成16年筑紫野市条例第19号)は、廃止する。